薬食発 0226 第 1 号 平成22年2月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

化粧品基準の一部を改正する件について

平成22年厚生労働省告示第63号により化粧品基準(平成12年厚生省告示第331号)の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法(昭和35年法律第145号)第42条第2項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、化粧品に配合することができる医薬品の成分の範囲を拡大したものであること。

2. 改正の内容

別表第2の3を改正し、以下のとおり、新たに、医薬品の成分であるタイソウエ キスを化粧品へ配合できる成分に追加したこと。

別表第2の3 化粧品の種類により配合の制限のある成分(注1)

成分名	100g 中の最大配合量(g)		
	粘膜に使用され	粘膜に使用され	粘膜に使用さ
	ることがない化	ることがない化	れることがあ
	粧品のうち洗い	粧品のうち洗い	る化粧品
	流すもの	流さないもの	
タイソウエキス (注 2)	0	0	5.0

- (注 1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。
- (注 2) 日本薬局方タイソウを 30% (w/v) エタノール水溶液で抽出することにより得られるエキスをいう。

 \bigcirc 厚生労働省告示第六十三号

年厚生省告示第三百三十一号) 薬事 法 (昭 和三十五年法律 第 百 *(*) 四十五号)第四十二条第二項の規定に基づき、 部を次のように改正する。 化粧 品基準 罕 成十

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第2の3の標題中「 (注)」を「(注1)」 タイソウエキス (注2) に改め、 同表中 ーチャク 下驟 5. 0

同表の注を次のように改める。

0.01

を

チオクト顋

0.01

に改め、

|0.01|

空欄は、配合してはならないことを示し、〇印は、配合の上限がないこ \sim PH 宗 à

(注2) キスをいう。 Ш 本薬局方タイソウを30% (w/v) \sim F7 9~ J 郃 でれる H